

平成26年度第10回教育研究評議会議事要旨

日 時 平成26年12月18日(木) 9時30分開会
14時47分閉会

場 所 事務局第1・2会議室

欠席者 なし

○議題等

1 教員選考(採用人事)について

学長から、資料2-1に基づき、平成27年4月1日付け採用予定の候補者について、投票による選考を行う旨説明があった。

引き続き、各校選考委員会委員長から、資料2-2「選考結果報告書」(回収資料)に基づき、候補者の説明があり、投票の結果、14件を承認した。今後、本学教員選考規則第18条第2項の規定に基づき、役員面接により、選考することが確認された。

2 教員人事計画(採用人事)について

学長から、資料3-1~2に基づき、平成27年3月31日付けで辞職する旭川校教授の後任人事の採用計画について説明があり、これを承認した。

3 教育人事計画(大学院資格審査)について

学長から、資料4(回収資料)に基づき、函館校(新学科)担当教員の大学院資格審査の計画について説明があり、これを承認した。

4 特任教員(Ⅲ種)の選考について

学長から、資料5-1及び5-2(回収資料)に基づき、釧路校及び旭川校の特任教員(Ⅲ種)の選考について説明があり、これを承認した。

5 大学教員の休職について

学長から、資料6「大学教員の休職について」の説明があり、これを承認した。

6 国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科各専攻のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーについて

蛇穴理事から、資料7「国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科各専攻のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシー」について説明があり、これを承認した。

7 北海道教育大学教育課程編成基準の変更点について

蛇穴理事から、資料8-1「北海道教育大学教育課程編成基準の変更点について」及び資料8-2「北海道教育大学教育課程にかかる教育課程編成の基本方針(案)」について説明があり、これを承認した。

8 グローバル教員養成プログラム（GELプロ）の留学にともなう授業受講にかかる組織的取組について

佐藤副学長及び部長（教員養成改革担当）から、資料9「グローバル教員養成プログラム（GELプロ）の留学にともなう授業受講にかかる組織的取組について（案）」の説明があり、種々出された意見等を踏まえ修正することを前提に、これを承認した。

9 本学のガバナンス改革について

石川理事から、資料10-1～2に基づき、本学のガバナンス改革についての検討案の説明があり、主に次のような意見等が出された。

（提案全体について）

- ・提案の母体を明示すべきである。
- ・ガバナンス改革を検討するにあたり、全学的な検討組織を作った方が良い。

（教授会について）

- ・教授会は教員の組織である。教授だけで構成されることになると、専門的な見地から意見を述べるという機能が大幅に縮小されるのではないか。
- ・今回の法改正により教授会の役割が明確にされた。教授会に課せられた任務は、学生の入学、卒業、課程の修了等に限定され、今までの各校教授会とは異なる。
- ・教授会は、専門的な見地から判断する役割を持ち、大学運営に誤りがあった場合には、それを指摘し、学長に対し意見を述べるができるものと理解している。
- ・各校教授会が教員会議となることで、教員が大学運営に対して無関心になってしまわないか危惧される。
- ・法定された事項について教授会で審議すると同時に、各キャンパスにおいて、自由闊達な議論を実施してもらうことが一番大事である。
- ・提案のポンチ絵におけるピラミッド型の単線の組織図において、学長から教員会議に諮ることが明示されるようにすると良い。
- ・各校教授会から教授会という名前をとってしまうと、各校における審議については今までどおり続けていけるかどうか、教員が不安に思うのではないか。

（各校の長について）

- ・各校の長である、各校担当副学長は、法定された「副学長」とは違うので、名称を変更すべきである。
- ・各校の長の任命について、指名制だと、各校において信頼を得ることができず、各校の運営に支障が出るのではないか。（各校である程度信頼されないと仕事はできないので、各校選挙による推薦の方が良いのではないか）

（その他）

- ・大学の自治を尊重しなければならない。
- ・経営協議会の学外委員を過半数にすると、学長選考会議の構成にもかかわってくるのではないか。

- ・評議員の任期について、新たに選出する方法についてはどうなっているのか。
- ・教授会だけでなく、教育研究評議会等を含めた全体像を示してほしい。

これらの意見・質問に対し、以下の回答がなされた。

- ・本件については、全学的な検討組織を設ける必要性はなく、執行部が提案する。
- ・教授会の役割が明確化されたこと等により、設置形態を見直すものである。
- ・各校の長の任命については、権限と責任を一致させることから、学長の任命となる。
- ・憲法第23条で学問の自由が保障され、そのために大学の自治が認められているが、今回の法改正は大学の自治の考え方を変更するものではないことが明らかにされている。

なお、教授会の自治は、憲法に基づいて認められている大学の自治と異なり、何らかの法制度に基づいて認められた権利ではない。

- ・経営協議会委員に占める学外委員の数については改正された法に基づく対応（過半数にする。）をしなければならない。

なお、各校からの本案に対する意見・質問を平成27年1月15日（木）を目処に取りまとめ、再度検討の上、引き続き審議することとした。

10 北海道教育大学運営規則第6条第2項第8号に規定される評議員における任期の申し合わせについて

石川理事から、資料14「北海道教育大学運営規則第6条第2項第8号に規定される評議員における任期の申し合わせ（案）」について説明があり、これを承認した。

○報告事項

1 教員現職研修プログラムについて

大津副学長から、資料11に基づき、平成27年度に試行する教員現職研修プログラムの実施内容について、報告があった。

2 平成27年度特別入試、編入学、養護教諭特別別科、専門職学位課程の合格状況について

佐川理事から、資料12に基づき、平成27年度特別入試、編入学、養護教諭特別別科、専門職学位課程の合格者数について報告があった。

3 北海道教育大学海外留学奨励金について

佐藤副学長から、資料13に基づき、海外留学奨励金の実施内容について報告があった。

以上